

北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 453	千円 1,725,744	千円 112,025	千円 179,426	% 10.4	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

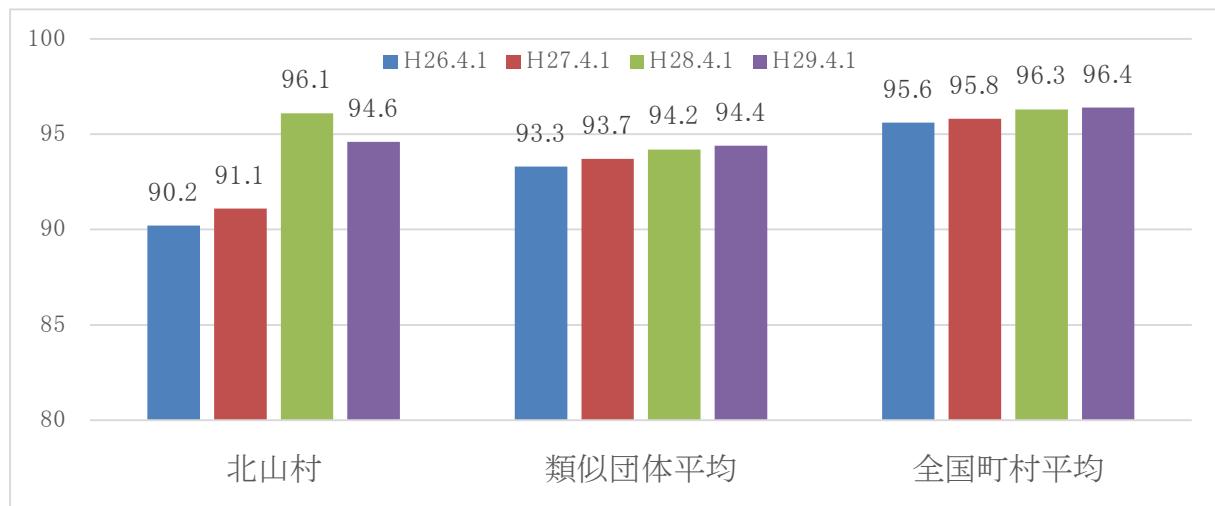
区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤務手当	計 B
28年度	人 19	千円 54,357	千円 8,171	千円 21,585	千円 84,113

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類似 団体平均一人当 たり給与費
千円 4,427	千円 5,445

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成29年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北山村	37.5歳	286,711円	317,521円	317,521円
和歌山県	43.1歳	328,772円	414,485円	371,274円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.3歳	292,761円	336,436円	318,754円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区分	北山村	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円
	高校卒	146,100円	150,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（29年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	235,100円	—円	—円
	短大卒	—円	—円	—円
	高校卒	205,300円	—円	—円

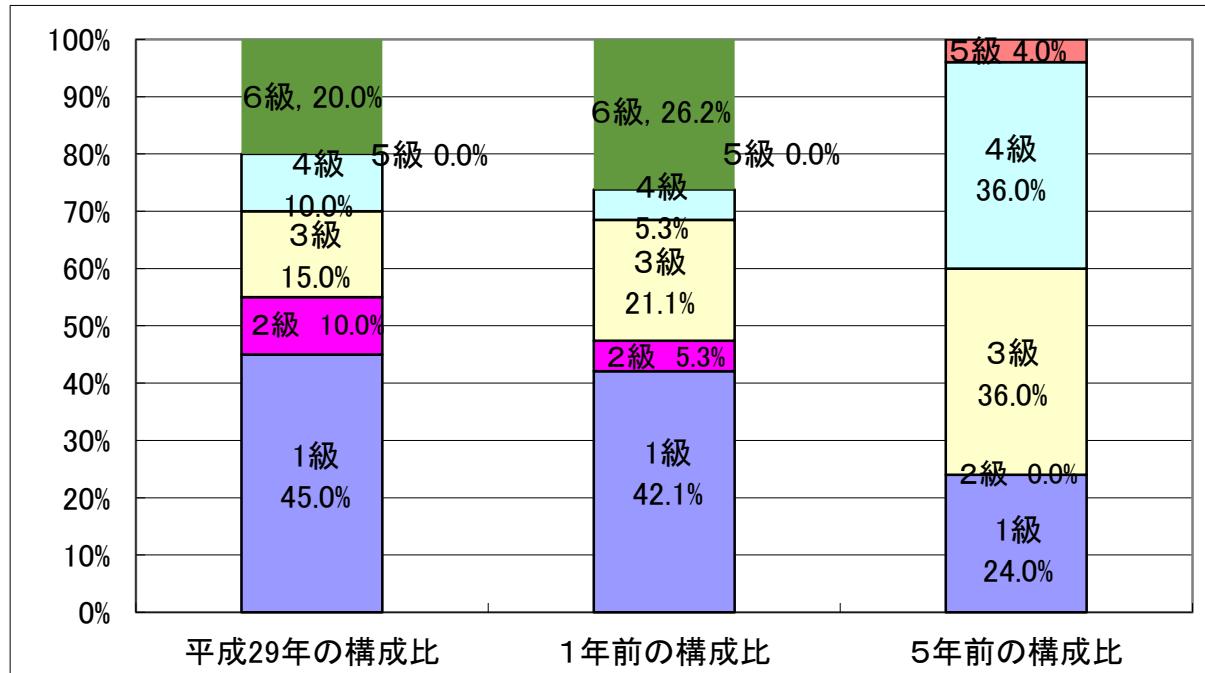
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事・課長	3人	15.0%	317,700円	409,400円
5級	副課長・課長代理	1人	5.0%	287,100円	392,200円
4級	課長補佐の職務	2人	10.0%	261,100円	380,200円
3級	主査の職務	4人	20.0%	227,900円	349,200円
2級	副主査の職務	1人	5.0%	191,700円	303,400円
1級	主事の職務	9人	45.0%	141,600円	246,600円

(注) 1 北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に5級制から6級制に変更している。

(2) 昇給への人事評価の活用状況（北山村）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北山村	和歌山県	国
1人当りの平均支給額(28年度) 1,192 千円	1人当りの平均支給額(28年度) 1,645 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (—)月分 (—)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北山村）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○	○		
活用予定期	未定	未定	未定	未定

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

北山村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.445月分 25.55625月分	勤続20年 20.445月分 25.55625月分
勤続25年 29.145月分 34.5825月分	勤続25年 29.145月分 34.5825月分
勤続35年 41.325月分 49.59月分	勤続35年 41.325月分 49.59月分
最高限度額 49.59月分 49.59月分	最高限度額 49.59月分 49.59月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特別措置（2%～20%）	定年前早期退職特別措置（2%～45%）
1人当たり平均支給額 0千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	1,502千円
職員1人当たりの平均支給年額（28年度決算）	25千円
支給実績（27年度決算）	1,219千円
職員1人当たりの平均支給年額（27年度決算）	20千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	1 配偶者 13,00円 2 配偶者以外の扶養親族 (1) 2人まで 6,000円（そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合 6,500円） (2) (1)以外 5,000円 3 満16歳から満22歳の子 5,000円 加算	同じ	—	1,996千円	199,600円

住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度額27,000円 新築・購入の日から5年以内2,500円	同じ	—	694千円	173,450円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額（最高55,000円） 自動車等利用者通勤距離に応じた月額（2,000円～24,500円）を支給	同じ	0 —	165千円	41,200円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異なる	参事・教育次長 45,000円 課長 35,000円 課長代理 25,000円 課長補佐 15,000円	1,630千円	326,000円
宿直手当	宿直勤務を行った職員に支給 1回 4,200円	同じ	—	1,659千円	82,950円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区分		給料月額等		
料給		530,000円 () 円		(参考)類似団体における最高／最低額 763,000円／384,000円
報酬		議長 () 副議長 () 議員 ()	245,000円 () 190,000円 () 178,000円 ()	344,000円／140,000円 279,000円／115,000円 261,000円／100,000円
期末手当	市区町村長	(28年度支給割合) 2.60月分		
	議長 副議長 議員	(28年度支給割合) 2.60月分		
手退当職	市区町村長	(算定方式) の月額×在職月数×43.3/100	(1期の手当額) 11,016千円	(支給時期) 任期毎
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

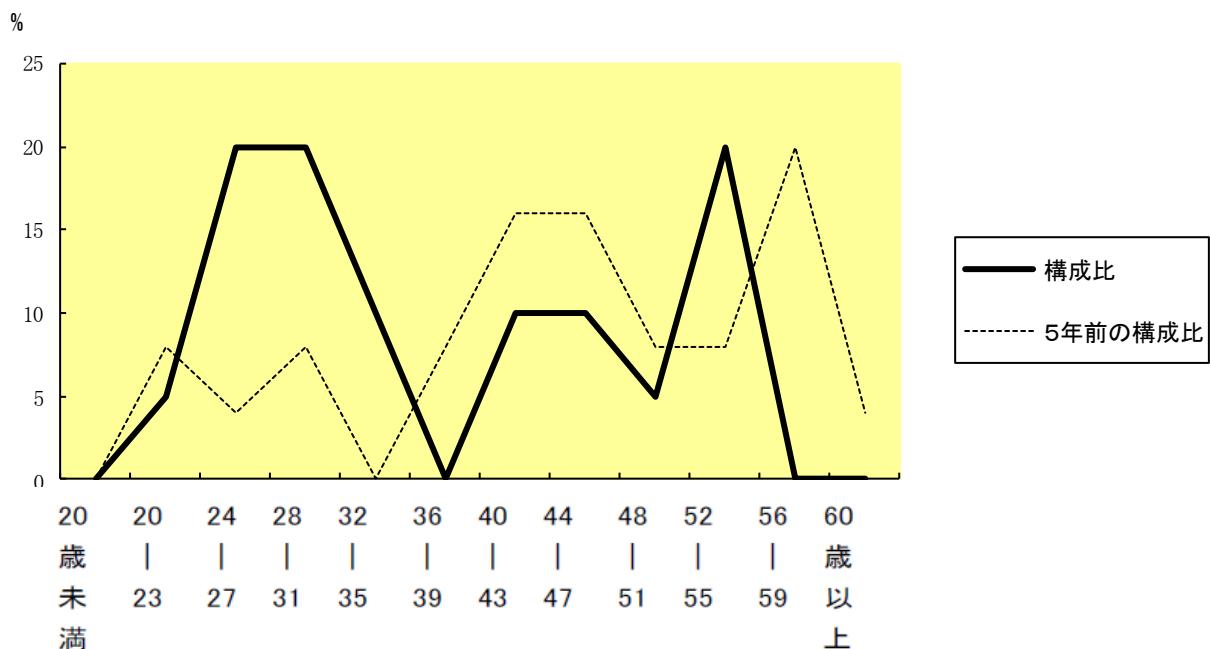
(各年4月1日現在)

部 門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成28年		
普通会計部門	一般行政	議会 総務 税務 民生 衛生 農林水産 土木	1 7 1 3 1 2 3	1 7 1 3 1 2 2	業務の見直しによる増 <参考> 人口1万人当たり職員数 397.35人 (類似体の人口1万人当たりの職員数 205.73人)
	計		18	17	
	教育部門		2	2	
	消防部門				
	小計		20	19	
	公営企業計等部門	水道 その他	1 5	1 6	業務の見直しによる減 <参考> 人口1万人当たり職員数 441.50人 (類似体の人口1万人当たりの職員数 242.99人)
	小計		6	7	
合 計		26	26	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 573.95人
		[30]	[30]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳以上	24歳未満	24歳以上	28歳未満	28歳以上	32歳未満	32歳以上	36歳未満	36歳以上	40歳未満	40歳以上	44歳未満	44歳以上	48歳未満	48歳以上	52歳未満	52歳以上	56歳未満	56歳以上	60歳未満	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	1	4	4	2	0	2	2	1	4	0	0	1	2	1	4	0	0	0	0	20		

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別＼年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	17	15	15	16	17	18	1(5.88%)
教育	2	2	2	1	2	2	0(0.00%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	19	17	17	17	19	20	1(5.26%)
公営企業等会計計	6	7	7	6	5	5	△1(△16.67%)
総合計	25	24	24	23	24	25	0(0.00%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。